

日本前庭理学療法学会 研究助成規程

(目的)

第1条 日本前庭理学療法学会研究助成委員会は、前庭理学療法に関する学術研究活動を促進し、わが国の前庭理学療法の発展に寄与するという方針に基づき、前庭理学療法及び前庭理学療法学の発展に資する研究を奨励し、支援するための機器の貸与に関し、必要な事項について定める。

(研究助成制度の種別)

第2条 この規程における研究助成制度の種別は次のとおりとする。

機器貸与型助成制度：課題研究に対し、前庭理学療法関連機器の貸与を実施する。

(機器貸与型助成制度における助成内容)

第3条 助成件数は貸与可能な機器数に基づいて設定する。前庭理学療法機器の貸与期間は、最大 11.5 カ月とする。また、不慮の事故に伴う故障については、この学会事務局に速やかに連絡したうえで、対応について話し合うこと。

(研究助成の対象者)

第4条 この学会会員またはこの学会会員を含む研究グループとする。なお、主研究者はこの学会会員に限るものとする。また当助成を受けたことのある申請者・共同研究者は前回の助成終了時より 1 年間は申請できないものとし、申請多数の場合は原則的に新規の申請者もしくは新規の研究テーマを優先的に採択することとする。

(研究の対象課題)

第5条 前庭理学療法に関する研究であれば、基礎・臨床を問わないものとする。なお、1 症例や少数症例の症例研究でも申請可能である。

(募集方法)

第6条 公募とする。

(申請手続き)

第7条 助成制度を希望する会員は、所定の申請書類を前庭理学療法学会事務局へ提出しなければならない。

(助成金支給と機器貸与の決定)

第8条 機器の貸与者の決定にあたっては、本助成制度の趣旨に鑑み公平に審査し、決定す

る。その際、助成番号（頭文字 K+西暦+申請順）を付与する。

第9条 理事長は、理事会の答申に基づいて受給者を決定し、申請者に審査結果を文書で通知するとともに、ホームページで公開する。

（審査）

第10条 機器の借用者および機器については、理事会で審査後、決定する。

審査にあたっては、倫理委員会への申請状況を確認する。申請先を研究方法欄に明示すれば、倫理委員会申請前、申請中の研究についても助成研究に応募することができる。ただし、これらの申請研究の採択については、倫理委員会申請承認を条件とし、承認後に機器を支給する。

（機器の用途）

第11条 貸与機器は申請研究の目的以外には使用しないものとし、研究計画書の記載通りに使用することを原則とする。

第12条 機器借用者は、研究の成果を翌年度に開催される学術大会で発表する。また、翌年度12月末日までに、研究成果報告書（様式指定）を研究助成委員会に必ず提出することとする。

（研究助成の明示）

第13条 この学会の研究助成による研究の成果を学術誌等に発表する場合は、事務局へその旨通知するとともに、論文中に必ず“日本前庭理学療法学会（英語の場合は Japanese Society of Vestibular Physical Therapy）研究助成制度により前庭理学療法に関する機器を借用した”との旨を注記する。

（研究助成の延長）

第14条 やむを得ない理由により、学術大会での成果報告、研究成果報告書の提出が期限に間に合わず研究助成の延長を希望する場合には、所定の延長申請書に必要事項を記載し、研究助成委員会事務局へ提出し、同委員会より許可を得ることとする。

（機器貸与期間の延長）

第15条 貸与の返却期間となっても、次年度の申請がない場合は希望により延長可能とする。

（その他）

第 16 条 上記の規定以外の事項が発生した際は、速やかに事務局へ連絡をすること。

(改廃)

第 17 条 この規程の改廃は理事会の決議を必要とする。